

異常気象分析検討会運営要領

平成 19 年 6 月 25 日 気候第 15 号
(改正) 平成 28 年 3 月 28 日 気候第 48 号
(改正) 平成 29 年 5 月 8 日 気候第 4 号

気象庁は、異常気象がもたらす社会経済の損失を軽減するため、大学や研究機関等の専門家の協力を得て異常気象の発生要因等に関する情報を迅速に公表することとしており、この業務を円滑に遂行するため、下記により異常気象分析検討会（以下「検討会」という。）を運営する。

記

（任務）

1 検討会の任務は、次のとおりとする。

- （1）異常気象に関する気候学的な分析及び調査の実施
 - （2）気象庁が発表する異常気象の発生要因等に関する情報への助言
 - （3）異常気象に関する気候学的な研究成果の気象庁での活用に関する提言
- （活動成果のとりまとめ）

2 検討会で行った活動の成果は、必要の都度、検討会が取りまとめるとともに、社会への還元を図る。

（委員等）

- 3 検討会は、大学や研究機関等の専門家で構成する。
- 4 委員は気象庁長官が委嘱する。

（会長等）

- 5 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 検討会に会長代理を置き、会長が委員から指名する。

（部会）

7 専門的事項を調査・検討する必要があるときは、会長は検討会に諮って部会を置くことができる。

（任期）

8 委員の任期は、原則として2年を超えないものとする。ただし、再任は妨げない。

（招集）

- 9 検討会は、必要に応じて会長の要請に基づき気象庁長官が招集する。
- 10 会長は、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の参加を気象庁長官に求めることができる。

（庶務）

11 検討会の庶務は、気象庁地球環境・海洋部気候情報課において処理する。

（細目的事項）

12 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長の同意を得て地球環境・海洋部長が定める。